

株式会社なら工務店
一般事業主行動計画の変更（期間延長）について

令和元年 9 月 30 日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、かねてより一般事
業主行動計画を策定しておりましたが、次のとおり一部変更（期間延長）を行います。

1. 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日（1 年間延長）
（変更前）平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日までの 1 年間
2. 内容（変更はありません）

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 30 年 10 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 30 年 12 月～ 制度に関する案内を作成し社員に配布
制度に関する社内説明会を開く

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修及び相談窓口
を設置する。

<対策>

- 平成 31 年 1 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成 31 年 2 月～ 研修内容の検討
- 平成 31 年 3 月～ 研修の実施
- 平成 31 年 4 月～ 相談窓口の設置及び社員への周知